

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和2年8月1日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和2年8月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※¹ 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※² 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,630	13,700	6,815	6,850(+35)
30～44歳	15,140	15,210	7,570	7,605(+35)
45～59歳	16,660	16,740	8,330	8,370(+40)
60～64歳	15,890	15,970	7,150	7,186(+36)

【例】

59歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(16,740円)が適用されますので、令和2年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、8,370円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,500	2,574	2,000	2,059(+59)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,059円になります。



○基本手当日額の計算方法

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
◆離職時の年齢が 29 歳以下（※1）		
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円（※2）
12,390 円超 13,700 円以下	50%	6,195 円～6,850 円
13,700 円（上限額）超	—	6,850 円（上限額）
◆離職時の年齢が 30～44 歳		
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円（※2）
12,390 円超 15,210 円以下	50%	6,195 円～7,605 円
15,210 円（上限額）超	—	7,605 円（上限額）
◆離職時の年齢が 45～59 歳		
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円（※2）
12,390 円超 16,740 円以下	50%	6,195 円～8,370 円
16,740 円（上限額）超	—	8,370 円（上限額）
◆離職時の年齢が 60～64 歳		
2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 11,140 円以下	80%～45%	4,024 円～5,013 円（※3）
11,140 円超 15,970 円以下	45%	5,013 円～7,186 円
15,970 円（上限額）超	—	7,186 円（上限額）

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = 0.8w - 0.3\{(w - 5,030) / 7,360\}w$

※3 $y = 0.8w - 0.35\{(w - 5,030) / 6,110\}w$, $y = 0.05w + 4,456$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当（再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当）の算定における上限額については、下表の通りになります。

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59 歳以下	6,165	6,195（+30）
60～64 歳	4,990	5,013（+23）

◆就業手当の 1 日当たり支給額（基本手当日額の 30%）の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59 歳以下	1,849	1,858（+9）
60～64 歳	1,497	1,503（+6）